

議案第 26 号

三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）

三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例（平成 16 年三次市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 広島県北部保健所の長

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。